平成２９年（フ）第２４２号
三重県四日市市山田町2844番地22、前住所三重県四日市市日永西３丁目12番11号　50ＰＬＵＳ日永105（前々住所）三重県多気郡明和町大字佐田933番地４　フルール・ド・スリジェＡ棟201号室
債務者　岡部　尊紀
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬308番地
債務者　芦谷　俊輝
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１１号
広島市佐伯区杉並台38番地９
債務者　髙橋　　享
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１２号
広島市佐伯区杉並台38番地９
債務者　髙橋まさみ
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５９号
広島市中区基町16番７―102号
債務者　檜山　和美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
山口県下関市竹崎町１丁目３番19号
債務者　小料理あいちゃんこと　大瀬良サミ子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第８号
愛媛県西条市丹原町丹原61番地２　佐伯マンション第１　402号
債務者　越智　健二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４６号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目67番地６
債務者　笠　さつき
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５１号
鹿児島県鹿児島市南郡元町６番10号　リードｉｎ南郡元４－Ａ号
債務者　岩泉　大豪
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番34―44号
債務者　下野恵理子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２３号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｅ棟402号室
債務者　中島　真美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第７号
北海道根室市駒場町３丁目20番地41
債務者　小田島祐人
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第９号
北海道根室市厚床２丁目221番地１すずらん学園職員住宅Ｂ－４
債務者　安達　貴子（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第５号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野1102番地１
債務者　宇治　勝也
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第９６号
京都府木津川市木津町瓦谷91番地　サントノーレⅠ201
債務者　奥野　史拓
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１31棟709号
債務者　波田　　衛
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係